

文化財研修事業（伝統工芸・文化財保存技術）委託実施要項

令和4年3月14日

令和5年3月9日改正

文化庁次長決定

1 趣旨

生活様式の変容、少子高齢化の進行等の社会構造の変化により、伝統工芸（陶芸、染織、漆芸、金工その他の無形文化財としての工芸技術及び当該技術を用いて作られた工芸品のことをいう。以下同じ。）の後継者不足が深刻化している一方、我が国の伝統工芸の細やかな手仕事は海外においても高く評価され、注目を集めている。

未来を担い、世界とつながる伝統工芸作家・関連技術者の発掘・育成及び伝統工芸の継承に必要な用具・原材料・技等を支える人材の養成等のための研修を実施し、我が国の伝統工芸の保存・継承を図ることを本事業の目的とする。

2 委託業務の内容

伝統工芸作家・関連技術者の発掘・育成及び伝統工芸の継承に必要な用具・原材料・技等を支える人材の養成等のための研修を実施する事業を委託する。事業では、以下の（１）または（２）のいずれかにあてはまる研修を実施するものとする。

（１）伝統工芸の技術者・団体が行う伝統工芸作家・関連技術者の発掘・育成のための研修

（２）伝統工芸の継承に必要な用具・原材料・技等を支える人材の養成のための文化財保存技術に係る研修

なお、委託先には、研修の目的達成の検証、実施内容の記録、参加者の研修日誌、今後の課題などを報告書にまとめることを求める。

3 業務の委託先

委託先は、次の要件のいずれかを満たす団体（以下「法人等」という。）とする。

（１）法人格を有する団体

（２）法人格を有しないが、以下の要件をすべて満たしている団体

ア 定款又はこれらに類する規約等を有すること

イ 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること

ウ 自ら経理し、監査するなどの会計組織を有すること

エ 団体の活動の本拠としての事務所を有すること

4 委託期間

委託期間は、契約締結日から契約期間満了日までとする。

5 委託手続

- (1) 業務の委託を受けようとする法人等は、別に定めるところによる業務計画書等を文化庁に提出すること。
- (2) 文化庁は、上記により提出された業務計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、法人等と委託契約書を取り交わし、業務を委託する。

6 委託経費

- (1) 文化庁は、予算の範囲内で事業に要する経費（人件費、諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、保険料、消費税相当額、再委託費、一般管理費）を委託費として支出する。
- (2) 文化庁は、委託を受けた法人等が本契約の定めに違反したとき、実施に当たり不正もしくは不当な行為をしたとき、又は委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の全部または一部について返還を命じることができる。

7 再委託

本事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。なお、再委託先は、再委託を受けた事業を第三者に委託（再々委託）することはできない。

8 業務完了（廃止）の報告

法人等は、業務が完了したとき（契約を解除又は廃止したときを含む）は、委託業務完了（廃止）報告書を作成し、完了した日から30日以内又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、文化庁に提出しなければならない。

9 委託費の額の確定

- (1) 文化庁は、上記8により提出された委託業務完了（廃止）報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、法人等へ通知するものとする。
- (2) 上記（1）の確定額は、業務に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

10 その他

- (1) 文化庁は、法人等における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文化庁は、委託業務の実施に当たり、法人等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運用を図るため協力する。

- (3) 文化庁は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について実態調査を行うことができる。
- (4) 法人等は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (5) この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、文化庁委託業務実施要領（平成 20 年 2 月 1 日文化庁次長決定。令和 4 年 1 月 28 日一部改正。）のほか、別途定める。